

意見書

令和6年12月20日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 156-0043

(ふりがな) とうきょうと せたがやく まつばら えぬていていまつざわべっかん
住所(所在地) 東京都世田谷区松原 3-41-15 NTT松沢別館2階

(ふりがな) じえいえむあいていゆう
(にほんきんぞくせいぞうじょうほうつうしんろうどうくみあい)
つうしんさんぎょうほんぶ

氏名 JMITU (日本金属製造情報通信労働組合) 通信産業本部
うさみ としかず
委員長 宇佐美 俊一

電話番号 03-5355-7931

電子メールアドレス koetcwu@gmail.com

連絡担当者 重見 幸春 (090-7306-9850)

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

Ⅱ. ユニバーサルサービスの確保の在り方

該当箇所		意見
論点	ページ	
第1章 情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方		
第3節 ユニバーサルサービスとして保障する利用形態		
取組の方向性	16、17	携帯電話サービスについては、普及状況や利用実態等を踏まえれば、国民生活に不可欠なサービスであり、ユニバーサルサービスに位置付けることを求めます。
第2章 ユニバーサルサービスに位置付ける役割		
第1節 電話のユニバーサルサービスに位置付ける役割		
取組の方向性		
(1) 基本的考え方	20、21	メタル固定電話を中心とした固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障することに賛同します。
(2) ワイヤレス固定電話の地域限定の緩和	21	ワイヤレス固定電話の地域限定及び、技術基準の緩和に反対します。ワイヤレス固定電話については、現行どおり不採算地域に限定し、技術基準も現行どおり維持することを求めます。
(3) モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加	21、22	モバイル網固定電話は、緊急通報時の発信者情報通知機能に不備があるなどサービス品質に問題があり、ユニバーサルサービスに追加すべきでないと考えます。仮に、追加される場合は、緊急通報受理機関からの指摘等を最大限尊重し、確実な当該機能の実相を条件とすべきと考えます。
第2節 メタル回線設備の円滑な縮退		
取組の方向性		
(1) 移行計画の策定と検証	24	N T Tが進めようとしているメタル縮退計画について、総務省や有識者により検証を行うことに賛同します。
(2) メタル回線設備の縮退を見据えた公衆電話の扱いの検討	24、25	災害時を中心に、「戸外における最低限の通信手段として、国民のニーズは未だ存在する」との指摘のとおりであり、第一種公衆電話を引き続きユニバーサルサービスに位置付けることに賛同します。さらに、災害時の通信手段として有用な特設公衆電話については、そのすべてをユニバーサルサービスに位置付けることを求めます。 メタル縮退後の第一種公衆電話の機能維持（給電・課金）及び、特設公衆電話の機能維持のための技術検討を確実にN T Tに行わせるべきと考えます。
第3節 ブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役割		
取組の方向性		
(1) 基本的考え方	27	光ファイバ（FTTH）は伝送の安定性が高く、モバイル網で基地局用の回線としても利用される基幹的な情報通信インフラであり、「世帯カバー率99.9%」の目標実現に向けて着実に取組を進めることに賛同します。
(2) ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）のユニバーサルサービスへの追加	28	ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を未整備地域に限定してユニバーサルサービスに位置付けることはやむを得ないと考えます。
(3) 非地上系ネットワーク（NTN）の扱いの検討	28	N T Nは、平時では、離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時には、ネットワークの冗長性確保に有用であり、早期にユニバーサルサービスに位置付けられるよう取組の促進を求めます。

該当箇所		意見
論点	ページ	
第3章 ユニバーサル責務の内容		
第2節 電話のユニバーサルサービス責務		
取組の方向性	32、33	電話のあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直すことに反対します。NTTのメタル縮退が完了するまでは、現行どおり、メタル固定電話及び公衆電話、緊急通報、メタル固定電話相当の光IP電話、不採算地域に限定したワイヤレス固定電話を電話のユニバーサルサービスとして維持し、NTT持株・NTT東西にあまねく提供責務を課すべきと考えます。仮に、NTTのあまねく提供責務が最終保障提供責務に見直される場合は、NTT東西に業務区域の縮小を制限する規律を課することが不可欠と考えます。
第3節 ブロードバンドのユニバーサルサービス責務		
取組の方向性	34	競争的なサービス提供現状において、最終保障提供責務者を指名するためには、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とすることはやむを得ないと考えます。
第4章 ユニバーサルサービス責務の担い手		
第2節 最終保障提供責務に担い手		
取組の方向性	39、40	NTTが、「電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を保有しているため不採算地域へのサービス展開が相対的に容易であること、また、電話のあまねく提供責務を担う特殊会社として、不採算地域をカバーしてきた実績があること等」から、NTTがブロードバンドの最終保障提供責務を担うことに賛同します。
第6章 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等		
第1節 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保		
取組の方向性	49、50	NTT東西のメタル固定電話や公衆電話の料金規制をプライスカップ規制の対象外とすることに反対します。仮に、プライスカップ規制が廃止される場合は、電話やブロードバンドのユニバーサルサービスの低廉性、全国均一性を確保するため、都市部以外の地域での都市料金を上回る料金の設定を認めない規律を課することが不可欠です。

Ⅲ. 公正競争の確保の在り方

該当箇所		意見
論点	ページ	
第2章 NTT東西の通信インフラの在り方		
第1節 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤や電気通信設備の在り方		
取組の方向性	58、59	NTT東西の線路敷設基盤の役割や重要性は、「NTTが果たすべき役割」で指摘されているとおりであり、その適切な維持を図るために、線路敷設基盤の譲渡に関する認可制の導入及び、電気通信設備の処分の認可制の導入に賛同します。
第2節 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方		
取組の方向性	60～62	NTT東西の線路敷設基盤や電気通信設備の役割と重要性は、「我が国の通信インフラを支える公共的な役割を担っていることや、その在り方はNTTの経営に与える影響が大きい」との指摘のとおりであり、NTT東西が引き続きアクセス部門を運営することが不可欠と考えます。
第3節 NTT東西の分離の在り方		
取組の方向性	63、64	そもそもNTT東西の分離については、1999年のNTT再編時にNCCの強い「市場競争」意向を受け入れたもので、地域網を分断する非合理的なものであったと言えます。地域網の一体的運営の視点からすればNTT東西の統合は合理的と言えます。
第7章 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方		
第1節 電報事業の在り方		
取組の方向性	91、92	電報は慶弔利用中心に変化してきたとはいえ、長年にわたり提供され国民生活に定着してきたサービスです。引き続き電気通信事業法で規制し、事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更許可、料金について契約約款の変更認可（総括原価制）等の規制を維持すべきと考えます。
第2節 メタル固定電話の料金規制の在り方		
取組の方向性	93	Ⅱ.ユニバーサルサービスの確保の在り方の第6章 ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等で述べたとおりです。

Ⅳ. 我が国の情報通信産業の国際競争力強化の在り方

該当箇所		意見
論点	ページ	
第2章 研究開発・国際標準化・社会実装・海外展開の総合的な推進等		
取組の方向性 (2) 研究開発及び国際標準化に関する取組	100、101	第一次答申により、NTTの研究推進責務及び研究成果の普及責務がNTT法から撤廃されましたが、同答申でも、その後の取組状況の継続的な検証が求められています。本答申案でも「我が国企業による研究開発や、それに基づく新たな事業やサービスの創出が低迷すれば」「我が国の経済・社会活動が、海外事業者が提供するサービス等に大きく依存することとなり、経済安全保障上や競争上の問題も生じ得る」と指摘されているところです。基礎的・基盤的な研究の中核を担ってきた情報通信研究機構(NICT)が当審議会のヒアリングで「NICTとNTTが相互に補完し、あるいは互いに切磋琢磨や共創することで、我が国が世界と伍していくための研究力、競争力を強化する必要がある」と意見提起したように、我が国の基礎的・基盤的研究におけるNTTの役割は重要です。改めて、NTTの研究推進責務及び研究成果の普及責務規定の復活を求めます。

V. 経済安全保障の確保の在り方

該当箇所		意見
論点	ページ	
第2章 外資総量規制の在り方		
第1節 NTTの外資総量規制		
取組の方向性 (1) NTTに対する外資総量規制の必要性	110	「NTTの経営から外国の影響力を排除することは、NTTだけでなく我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要」との指摘に賛同し、引き続きNTT持株に外資総量規制を課すことを求めます。

VI. NTTに関する規律の担保措置等の在り方

該当箇所		意見
論点	ページ	
取組の方向性 (1) 政府の株式保有義務の在り方	120、121	NTTの持つ線路敷設基盤や電気通信設備とNTTの役割は、「我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割を担っており、そのような役割を今後も担い続けることが求められていること」、「NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保することは、NTTだけでなく、我が国の通信事業者全体の通信サービスの安定的な提供を確保する上で重要」との指摘のとおりです。特定の者による経営の支配や株主権の濫用を回避し、NTTの経営の安定と適正な事業運営を確保するためには政府が安定株主となることが不可欠で、政府の株式保有義務の維持に賛同します。
取組の方向性 (3) 法形式の在り方	121、122	本答申案における見直しを含め、NTTの目的・業務・責務や担保措置等の規定は極めて重要であり、「継続性・安定性」からも、引き続きNTT法で規定することを強く求めます。